資料２

○武蔵野市環境啓発施設運営会議設置要綱

令和元年７月10日要綱第67号

最終改正　令和６年５月７日要綱第15号

（設置）

第１条　武蔵野市一般廃棄物処理施設設置条例（令和２年９月武蔵野市条例第38号）第１条の規定により設置するむさしのエコｒｅゾート（以下「武蔵野市環境啓発施設」という。）の市民参加により運営する環境啓発事業等について意見を聴取するため、武蔵野市環境啓発施設運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　運営会議は、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

（１）　武蔵野市環境啓発施設の市民参加により運営する環境啓発事業に関する事項

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（構成）

第３条　運営会議は、次に掲げる者10人以内をもって構成する。

（１）　学識経験のある者

（２）　市民団体等に属する者

（３）　行政関係者

（会議）

第４条　運営会議が必要と認めるときは、運営会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

（謝礼）

第５条　委員には、運営会議の会議１回の参加につき12,000円の謝礼を支払う。

（庶務）

第６条　運営会議の庶務は、環境部環境政策課が行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、運営会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和元年７月10日から施行する。

２　この要綱の施行の日から令和２年３月31日までの間における第７条の規定の適用については、同条中「武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」とあるのは「武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」と、「日額とし、その額は市長」とあるのは「市長」とする。

付　則（令和２年４月１日要綱第237号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和５年４月１日要綱第190号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（令和５年８月18日要綱第77号）

この要綱は、令和５年８月18日から施行する。

付　則（令和６年５月７日要綱第15号）

この要綱は、令和６年５月７日から施行する。